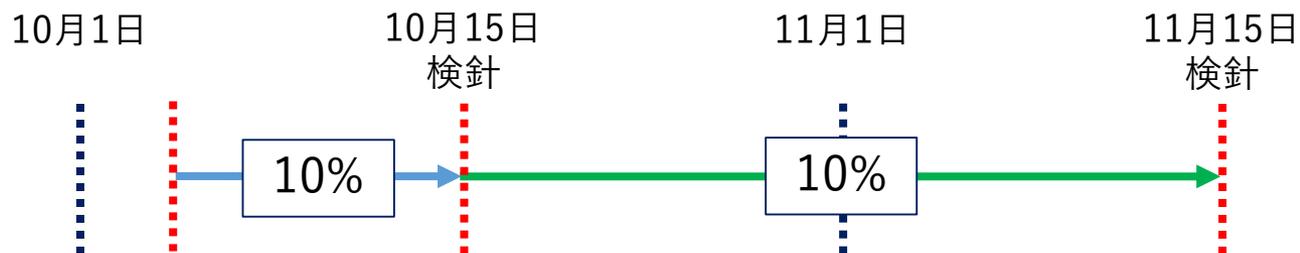


電気料金の経過措置

対象年月201910の電気料金の使用開始日が9月の場合は消費税率8%を適用する。



対象年月201910であっても使用開始日が10月の場合は消費税率10%を適用する。



- ※ 解約事務手数料は契約終了日（接続供給廃止年月日の前日）に基づく。
9月の場合は8%を適用。10月の場合は10%を適用。
- ※ 燃料費調整額も電気料金の経過措置と同様の考え方で消費税率を適用する。
- ※ 再エネ賦課金については2.95円/kWhのまま変更なし。